

第3回「保育所保育指針」改定に関する検討会

1 日時 平成19年1月25日(木) 13:00~16:00

2 場所 厚生労働省6階 共用第8会議室

3 議題 保育関係団体からの意見聴取について

4 配付資料

資料1 日本保育協会の意見要旨

資料2 全国保育士養成協議会の意見要旨

資料3 全国保育協議会の意見要旨

資料4 全国私立保育園連盟の意見要旨

資料5 日本保育園保健協議会の意見要旨

資料6 日本保育学会の意見要旨

保育所保育指針の改定について（提言）

— 要 旨 —

社会福祉法人 日本保育協会

1. 保育所保育の教育的機能を明確に示す

幼稚園は幼児教育を実施するところであり、保育所はただ子どもを預かる施設であると認識している人が多いので、保育所保育には幼稚園教育要領と同等の教育的機能があるということを明示する。

2. 地域の子育て支援機能の質と量を拡充する

「子育て相談・助言」については、現行保育指針より詳しく記述する必要がある。子育てサークル（グループ）の指導・支援、子育て情報の発信等についても、地域の子育て支援として重要な項目であるので、記述すべきである。

3. 保護者・地域社会・関係機関との連携を強化する

保育園児の家庭以外にも、また園児の保護者にも育児講座を開催したり、子育て相談に応じたり、園便り等を通して家庭育児について助言・支援したりして家庭と連携すること。また、地域の社会資源・関係機関との連携が大切であることを強調する。

4. 児童虐待の早期発見・対応の充実を図る

先の改訂で「虐待などへの対応」を新設しているが、この問題の大きさや保育所が児童福祉施設として虐待の早期発見と適切な対応を期待されていることなどから、さらにこの項を充実し保育関係者の注意を喚起する必要がある。虐待を通告した人に立証責任を負わせることはないということ、通告を受けた児童相談所等は、誰が通告してきたかや通告の内容を親などの相手に知らせることはないということなど、通告した人が面倒に巻き込まれたりしないよう十分配慮されていることを保育指針にも記載し、保育所が児童福祉の観点から積極的に虐待防止に寄与すべきことを示す必要がある。

5. 事故防止・安全管理（リスクマネジメント）

現行保育指針の記述に加えて、保育所外の活動における安全指導の項が必要である。また、防犯という観点も大切で、例えば不審者の侵入への対応策をきちんと職員間で周知することなどについても加えるべきである。

6. 食 育

保育所における給食・おやつ・延長補食等の提供については、これらは保育の一部というより保育内容そのものということができ、保育指針改定に際しては、「食育指針」等を参考にして、食育の項を新たに設ける必要がある。

7. 保育士の専門性の向上

現行保育指針の第13章のテーマは「保育所における子育て支援及び職員の研修など」であり、子育て支援と研修はそれぞれ重要な項目なので別立てにしてはどうか。保育士の資質向上については、研修もさることながら、保育士が自分の保育を振り返り自己評価・自己点検し、自らの保

育を高めるなどの自己啓発・自己研鑽を図り、専門性の向上に努めるべきことを加えるとよい。

8. 高齢者との交流

保育指針改定に際しては、「お年寄りを労わる」とか「大切に」「敬う」などの表現を入れるとともに、高齢者とのふれあい等を重要なことと位置づけ、高齢者を招いて伝承遊びを教えてもらう、あるいは老人福祉施設を訪問する等の交流についても記載することが必要であろう。

9. 学校との連携

幼稚園の子どもについては指導要録の抄本が小学校へ送付されるが、認定こども園や保育所も同様の資料の送付が行われるようにされたいとの通知が出され、これからは保育所と小学校の連携はますます重要性をもつことになるので、このことについても詳しく述べる必要がある。また、「子ども・子育て応援プラン」には、保育所等で中・高生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入れを推進するとあり、保育指針にもこれらの連携活動を明記し、この活動について適切な指導をすべきである。

10. その他

- (1) 「保育所保育指針」という名称については、厚生労働大臣告示に位置づけられることを機に、「保育所保育要綱」または「保育所保育要領」としてはいかがだろうか。
- (2) 保育（教育）の基本的理念に関しては、「教育基本法」の趣旨を尊重すること。「愛国心」「祖国愛」(patriotism)というような保育指針に直截表現することがなじまなくても極めて重要なことは、子どもたちが理解できる範囲で保育に相応しい内容（例えば、四季がある日本の美しい自然、我が国の優れた伝統・文化等）を検討し、その理念を盛り込むことを期待する。
- (3) さらに、総則に、「生命の尊厳への認識」「感謝する心」「公共心」「規範意識」「他者を思いやる心」「国際性」等の涵養について記載することも必要であると考えられる。
- (4) 現行の保育指針では、「一人ひとり」の子どもへの保育の配慮が強調されており、このことは極めて重要な視点であり改定に当たっても堅持されるべきであるが、保育所における集団保育の長所をもっと記載されてよい。子どもたちが社会性や規範意識、忍耐力（我慢すること）等を身に付けるのは集団生活を通してであることを忘れてはならない。
- (5) 現行保育指針は、第3章から第10章の「保育の内容」の中で、「ねらい」「内容」「配慮事項」と分かれて記載されているが、中身が重複するものがあることと、主語が省略されているので理解しにくいとの意見をよく聞く。「保育士は（が）」とか「子どもは（が）」という主語を入れて明快に記述すべきであろう。保育現場で保育指針をもっと活用してもらうためには、分かり易さにも配慮することが極めて重要なことである。
- (6) 現行保育指針第13章には、「通常業務に支障を及ぼさないよう配慮を行いつつ、積極的に相談に応じ、及び助言を行うことが求められる」とある。子育て相談が、地域における子育て支援の重要な柱であり、保育所が今後も力を入れることが期待される分野であることは当然であるが、現実の保育現場は非常に多忙であり、人員を増やす、心理・保健・相談等に関する専門職を確保するなどの配慮が必要であることをこの機会に提言したい。保育指針の理念を現場が実践できるように、児童福祉施設最低基準の改善・向上も視野に入れた論議が行われることを期待する。

2007年1月25日
社団法人 全国保育士養成協議会

「保育所保育指針の見直し」に関して

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

・基本的には告示化すべき

これまで、幼稚園教育要領は告示であり、保育所保育指針は通知（ガイドライン）であったが、現在の保育を取り巻く状況は、「認定こども園」の創設に見られるように、子どもの保育を一体的に捉える方向もでてきており、保育所における保育指針も通知（ガイドライン）のレベルから告示のレベルにすべきである。

・指針の内容の簡素化、大綱化

告示化の根拠規定が「児童福祉施設最低基準第35条」によるとなっている。このことは、行政による監査の対象となることが想定されることから、告示する指針の内容の簡素化、大綱化をはかることにより、各保育所における保育の独自性、特色を尊重すべきである。

・性格の明確化

指針を「保育内容に関する事項」、「保育内容に関連する保育所の運営に関する事項」を総合的に規定して、明確化を図ることについては、保育士養成課程における教授の視点からも賛成である。

2. 養護及び幼児教育の充実、小学校との連携強化

・0歳～6歳までの子どもの発達の連続性を踏まえて、現行の「家庭養育の補完」を含めて、就学前の保育の定義をより明確にした上でその充実を図るべきである。その際、早期からの家庭生活や家族への介入の原理を説明するとともに、発達の原理として、感覚、情緒、認知の発達が分かるような記述をいれることが望ましい。

・小学校就学にあたって、基本的には、保育所からの小学校への情報提供がなされるべきである。特に配慮を必要とする子どもの場合のように、その一人の子どもに対する連続した支援を、家庭及び関係機関との連携の下に社会的に保障する観点からも必要であると思われる。

3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

・近年の子育て環境の変化を踏まえて、保育所が、地域の子育て支援の拠点としての役割を担うことについては賛成である。保育士の業務として、保育所における保育と親への支援が位置づけられてもいる。したがって重要なことはこ

のような役割を保育所及び保育士がより実のあるものとして果たすことができるような方策を講ずることである。（一方で、現行の保育士養成課程は2年間が基礎となっており、この2年間で、子どもの保育と親への支援の機能、すなわちソーシャルワーク的機能を教授すること、その基礎を固めることが十分にできるかについては、保育士養成のあり方とも密接に関係してくるものであり、今後の検討課題である。）

4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

- ・児童虐待、特に配慮を要する児童に対する保育、食育、個人情報保護、健康・安全対応など、今日の児童福祉政策の展開を踏まえたものを、指針の中により積極的に位置づけるべきである。例えば、障害児（主として発達障害児）への発達支援およびインクルージョン或いはポストノーマライゼーションへの配慮の記述を行うことなど。

5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取組を促す評価の仕組み

- ・保育サービスの質の向上を図るためには、保育所の運営・経営にあたる者及び保育士の質の向上のための各種研修の充実化は必須のものである。指針の中にも、これまでもまして、より積極的に位置づけるべきである。

- ・保育サービスの質の向上を図るための今ひとつの重要な点は、各保育所が提供している保育サービスの質の評価、すなわち各保育所による自己評価と専門家などの第三者による評価である。指針の中にも積極的に位置づけることを希望する。

6. その他

・時代認識

今という時代の子育て支援のあるべき姿は、時代は異なっても人類の文化、国の文化の継承が必要である。そのための国のリーダーのいう「美しい国造り」を達成目標とした保育所として出来る社会性保育のあるべき内容について精査を行うこと。

・補足事項

①児童福祉法に基づく保育所や保育士のなすべきことを明記すること。

②認定子ども園制度の発足により、幼稚園と保育所の融和に関する理論的な説明を行うこと。

③保育観の基盤として人間の生きる力の支援として何が出来るかを考え整理して記述すること。

④特に言語と社会性（人間関係）に関する保育士としての教育観を明示すること。

⑤幼児教育原理として、子どもの主体性を尊重し、知識偏重ではなく「考える力」育てることを協調して欲しい。

平成 19 年 1 月 25 日

【保育所保育指針改定への意見】

(保育関係団体ヒアリング資料)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

1. 基本的な方向性**(1) 保育の目的・目標の明確化**

社会や家族の変容にあって、将来の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを社会全体で支えていくという明確なメッセージをもとに、乳幼児期から次代の大人への連続性のなかで、保育の目的・目標を明確にし、社会的自立を視野に入れ、さらに子育ての社会化を位置づけていく必要がある。

(2) 子どもの最善の利益の尊重

保育は常に、一人ひとりの子どもの最善の利益を守るため、子どもの一日の生活を視野に入れ、安心、安全、安定した営みのなかで健やかな育ちや発達を保障するものと位置づけるべきである。その前提となる基盤は家庭や保護者とのパートナーシップにもとづいた関係であり、ここに保育が家庭支援を担う役割がある。

(3) すべての子どもの育ちの保障

就学前だけでなく 0～18 歳のすべての子どもの育ちの保障を視野に入れ、乳幼児期の保育が位置づけられる必要がある。

また、わが国の社会保障給付費全体の中で子どもと家庭に関する費用は 3.6%にすぎない。虐待やいじめなどの子どもの危機はわが国の危機と受け止め、子ども家庭福祉における国および地方公共団体の役割や責任を明らかにするとともに、機会の平等の観点から施策の整備、財源の確保についてもはかられたい。

2. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化**(1) 保育指針の告示化**

保育所保育指針の趣旨・内容を広く社会に周知し、子育てを社会全体で支えていくためにも、保育指針の告示化に賛成する。

告示化にあっては、保育指針には保育の目的・目標といった基本的事項を明示することとし、保育現場において地域やニーズに応じて、特性や工夫を活かした実践ができるように、詳細にわたり規制となるような事項については言及しないこと。

また、指針の内容をわかりやすく解説するガイドラインにおいては、認可保育所で取り組む事項を盛り込むだけでなく、そのことを施策に実現させるために必要な条件や環

境の整備についても明示するべきである。

(2) 保育の基本

認可保育所における保育の基本は、「家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、…」とされているが、保育の今日的定義においては「補完」にとどまらず、「子どもは24時間の中で育つ」ということ、また生活リズムとの関係性において、保護者と認可保育所・保育士がともに子育ての楽しさなどを共有しつつ子どもの育ちを考え、パートナーシップをもって子育てを行うものとなってきている。そのうえで、保護者の養育力を高める支援を行い、あわせて地域における育児の社会化を図っていくという考えを示すべきである。

(3) 児童福祉施設最低基準との関係

児童福祉施設最低基準の提示ではなく、すべての子どもの育ちを保障していくうえで確保すべき最高水準を示すべきである。子どもの発達保障に求められる適切な水準については「保育所保育指針」にもとづくものであることを明確にするべきである。

また、一人ひとりの子どもの発達に応じた個別保育、さらに発達障がいなど対応の難しい子どもや、保護者との関係性において、現行の基準では子どもの最善の利益を守れない状況にある。必要な職員の配置、専門性を有する職種の配置、ならびに生活基準の面積等の抜本的な改善向上が必要である。

さらに、保育内容の第35条「…自由遊びと昼寝…」というような誤解される表現は見直す必要がある。

3. 養護及び教育の充実、小学校との連携強化

(1) 一人ひとりの発達に応じた養護と教育が一体となった保育

保育の特性は、「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する」とされている。認可保育所では、大人との安定した関わりの中で、0歳から子ども一人ひとりの情緒の安定と自己肯定感を育み、発達に応じ、さらなる発達を促す関わりを生活や遊びをとおして、豊かな体験ができるよう養護と教育を行っている。この意義と内容をより一般の方々が理解できるように平易かつ明確に示す必要がある。

(2) 3か月未満児の保育内容

年齢区分については、「6か月未満児の保育内容」として指針に示されているが、生後3ヵ月ごろの成長と保育内容を考慮し、新たに「3か月未満児の保育内容」等を示す必要がある。

(3) 発達の連続性の確保

乳幼児期に形成される愛着関係によって信頼関係とコミュニケーション能力や自己学習力を育むため、0～6歳までの発達の連続性を考え、0歳から愛情をもって個別的な発達、育ちに応じた言葉がけ、大人との関係性を重視した養護と教育の保育を行うことによって、集団に参加していくための人格や適応力の基礎づくりとなる。その上で、学齢期への接続のつながりについても具体的な事項を示すことが必要である。

(4) 環境

子どもの最善の利益を保障するために、子どもの生活や情緒の安定を図り、発達を促す活動を豊かなものとするために必要な環境保障について明示し、その実現を担保する必要がある。

政府の規制改革等会議や一部の地方公共団体では、最低基準の撤廃や引き下げが議論され、また一部の地方公共団体が独自に認可基準以下の運用をしているが、子どもの健全な発達の保障に照らし歯止めをかけるべきである。

(5) 異年齢児保育

家族規模の縮小や地域での子ども同士のふれあいや、大人との関係性が薄れていくなかで、子どもの発達における異年齢交流が必要とされている。

認可保育所においては異年齢児保育の実践が行われており、多様な年齢の子どもたち同士の関わりや小中高生、大人との関わりで実績をあげている。こうした取り組みを指針においても位置づけ、また集団を通じた保育内容・留意事項を示す必要がある。

(6) 医療との連携

認可保育所においても、感染症やアレルギーへの対応、ADHDに代表される発達障がい等への取り組みが必要となってきた。こうした状況を踏まえ、医療機関や嘱託医との連携の方法等についても示しておく必要がある。

(7) 小学校への円滑な移行

子どもの発達の連続性において、小学校への養護と教育の円滑な移行を図るために保護者、保育士・認可保育所、教師・学校間の具体的な連携を行う必要がある。

また子どものいわゆる「教育」について、安易な低年齢化を進めていくのではなく、就学前における子どもの人格形成、社会的適応力を身につけていくための人間性豊かな学びを大切にすることが必要である。

(8) 学童期における養護の継続性

18歳までの子どもの育ちを保障するなかで、学童期における養護の継続性、放課後児童クラブや児童館での養護が提供できるようにされる必要がある。保育所保育のみならず、学童期における養護への取り組みも明記する必要がある。

4. 地域の子育て支援の拠点としての認可保育所の機能強化

(1) 地域子育て支援

地域に密着する児童福祉施設である認可保育所および保育士は、その専門性を発揮し、地域ニーズに対応する拠点として子育て支援の展開を図る必要がある。

支援にあたっては、認可保育所の機能・サービスを提供するだけでなく、保護者・地域の養育力を高める支援や多様な人々が子育てに関わる環境づくりを行う必要がある。

(2) 地域子育て支援を行っていくうえでの条件整備

地域が求める多様な子育てニーズや厳しい問題に対応するためにも、子育て支援を行ううえで、より専門性の高い保育士や福祉人材の配置が必要である。

必要な人員体制および財源・設備の拡充などの条件整備をあわせて示すべきである。

5. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

(1) 機会の均等の保障

地方分権化が進むなかで、どこに生まれても子どもたち一人ひとりが最善の利益を享受することができるよう、国や地方公共団体の子育てに対する責務を明確にし、機会の均等を保障するべきである。

(2) 児童虐待予防・早期発見・早期対応

虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する対応については、認可保育所では早期発見・早期対応の役割が大きく、気づき、通告、他機関との連携、相談、支援について、内容・留意事項を示す必要がある。

(3) 食育の推進

認可保育所においては、発達段階に応じた豊かな食体験を通じた「食を営む力」を培う食育を推進している。とくに食生活の乱れにあって、子どもの心身の成長を支えるとともに、様々な体験をとおり、命の大切さ、生き物の成長というような学びを身につけている。さらに、食事を通じてコミュニケーションを育んでいる。平成 16 年には「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針」が示されており、指針への位置づけが必要である。また、食育に関して専門性を有する調理師や栄養士(保健所の栄養士との連携を含む)との連携についても記載しておく必要がある。

(4) 障がいのある子ども・医療的ケアを要する子ども・親への対応

障がいのある子ども・医療的ケアを要する子どもに対する保育については、一人ひとりの子どもの発達や障がい状態などに応じた適切な対応や保護者支援、医療機関等との連携が必要である。また、保育者や保育士を通じ、他の子どもたちは、障がいのある子どもとの関わりを学ぶものである。その保育内容や留意事項を示していく必要がある。

(5) 大規模自然災害・不審者対応

大規模自然災害時の子どもの安全確保・心身の健康、地域との連携、不審者への対応などが必要である。

(6) 苦情解決

価値観の多様性に伴う苦情の増加に、適切な対応と説明責任を進めることが必要である。

6. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取り組みを促す評価の仕組み

(1) 保育者の倫理

全国保育協議会および全国保育士会では、「全国保育士会倫理綱領」を策定している。子どもや保護者の人権や人としての尊厳、生命ならびに発達などに大きな影響を与える保育者が、倫理を守ることは絶対であり、一定の内容を指針においても示すべきである。

(2) 保育士の資格位置づけと研修義務化

質の高い保育、多様かつ複雑な保育ニーズへの対応、保護者支援、地域子育て支援を行うためには、変化に応じて保育者一人ひとりの自己研鑽が欠かせない。

保育士の資格取得のあり方を検討するとともに、研修体系に基づき保育士の段階的な資質向上、専門性の習得をはかっていく必要がある。現在、努力義務である保育士の研修を個人や認可保育所の義務とするだけでなく、国や地方公共団体においても一定期間ごとに研修を受けることが可能になるよう、研修を義務化すべきである。

(3) 所長資格の明確化

保育所長の資格要件についても明確にしていく必要がある。また、主任保育士を最低基準へ位置づけるとともに、その役割・責務も明確にしていくべきである。

(4) 保育士の社会的評価・処遇の向上

保育士には現在、さまざまな課題に対応し、保育実践のみならず、子育て支援や児童虐待の防止、食育の推進や障がい児保育など新たなニーズへの対応を進める責務が課せられている。しかし、保育士の処遇は相対的に低く、必要な人材の確保・継続雇用が困難な状況にある。社会全体で子どもを育てるという時代にあって、重要な役を担う保育士の社会的評価や処遇の向上もあわせて考えていく必要がある。

(5) 評価

子どもの最善の利益を保障できる水準を確立していくため、さらに地域住民に理解してもらうことができるよう、認可保育所自らが自己評価を行い、その向上を図っていくことが大切であると考えている。

認可保育所の評価については、平成 18 年度より第三者評価が導入されているが、その内容については実態とあわず改善が必要であり(平成 18 年 7 月 6 日に意見書を提出済)、評価項目や情報開示についても見直し、改善をする必要がある。

新しい保育所保育指針作成への提言概要

平成19年 1月25日

社団法人 全国私立保育園連盟

本連盟では、「今回の指針改訂は新たな指針を策定する意気込みをもって行うべき」との考えから、保育・子育て総合研究機構の事業として「新しい保育指針を考える会」に提言の作成を委託して来たが、このたび中間報告がえられたので、現段階ではこれを下敷きに意見聴取に臨むこととし、以下のとおり提言する。

現行指針に感じる問題点

現行の保育所保育指針は、概ね正しい方向性を示していると考えられるが、現場においてどう使われているかを見たとき、いくつかの問題点がある。

第1に、保育の目標として「その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うこと」を掲げているが、「望ましい未来をつくり出す力の基礎」とは何か、その本質的なものが示されていないこと。そのため、「目指すべき諸事項」として上げられている6つの事項（養護の側面と五領域での能力や心・態度の育成）が並列的に保育の目標であるかのように受け取られてしまいがちである。

第2に、年齢ごとに子どもの発達の特徴を示し、それに続いて6つの事項に対応した保育の「ねらい」「内容」を示しており、ある意味では使いやすいものとなっているが、そのためかえって保育の現場では、これが各年齢における保育の達成目標であるかのように受け取ってしまう傾向を生んでいること。

第3に、保育は「家庭養育の補完」ではなく「保護者と共同して子どもを育てる営み」として捉えるべきであり、それを可能とするための指針が不十分であること。

第4に、人格的にも能力的にも形成途上にある保育者が、保育を行うことを通して人間的にも保育者としても育って行くのであり、その過程が明確に示されていないこと。

第5に、保育所における保育の特性を「養護と教育が一体となって」としているが、「養護とは何か」「教育とは何か」が明確でなく勝手な解釈を生じさせていること。

新しい保育所保育指針作成への提言の要点

1 保育の根幹に、次のような一文を据える必要がある。「保育の場は、子どもたち一人ひとりが、周囲から主体として受け止められ、主体として育っていく場である。そして保育は、保育者と保護者が協同して子どもを育てるという基本姿勢の下に営まれるものである。」

2 「主体として育つ」ということの意味は十分に説明されなければならないが、最低限明らかにしておきたいことは、能動的、自己実現的な側面だけでなく、他者に対して開かれ、他者とつながり合うという側面を不可欠な要素として含んでいるということである。「わたしはわたし」と「わたしは私たち」の両面を備えた一人前の大人になっていくための基礎を育てることが保育の目標だと言い換えてもよい。

3 子どもは乳幼児期を通して著しい諸能力の発達を示し、それらが「主体としての育ち」に影響を与えるが、「主体としての育ち」を中心に据えるならば、能力面の育ちばかりでなく、むしろ目に見えない心の育ちが重視されなければならない。自信、自己肯定感、信頼、安心、意欲、興味、関心の広がり、対人関係の中で経験する心の動きなどが、これまで以上に重視される必要がある。

4 「主体としての心の育ち」は乳児初期から成長とともに様相と課題を変えて行くが、それを培って行くのは、まずはその子の存在を認め尊重し支える養育者、保育者であり、次いで他の子ども、友達存在であり、さらには周囲の人々、広く言えば地域の人々であろう。いずれにせよ、それら他者との関係性こそが「主体としての心の育ち」を育む主要因として重要である。

5 子どもは、人だけでなく、それ以外の環境とも関わりながら育っていく。保育者は、子ども自身が環境から見いだすであろう意味を視野に入れつつ、他方で「育てる者」としての願いをそれに重ねる仕方で保育環境を整える。子どもは与えられた環境を独自に意味づけし、独自の世界を生み出す。いわば、子どもは環境を創造的に作りかえて行く。その意味で、保育環境は、子どもと保育者の協同によって作り出されるものと考えなければならない。

6 保育の場は、主体である子どもと主体である保育者が協同の生活を展開する相互主体的な場として捉える必要がある。保育者は子どもと共に生きることを志向しなければならない。そのとき保育の計画は、協同の生活の大きな枠組みとして捉えるべきで、そのとおりに実施されるべき実行計画として捉えるべきではない。

7 保育者が子どもと共に生きた保育の意味を振り返り考察することが重要である。そのことを通して日々新たな保育を築くことが可能になるとともに、保育者の子ども理解と自己理解が深まり、保育者として人間として成長して行く。また、このことが保育者集団の中で検討され吟味され、確かなものとして共有されて行くことが重要で、それこそが保育の質を決定づけるということが示されるべきである。

8 保育の質を問うに当たっては、何よりも「主体としての心の育ち」の視点から保育の質が問われ、質の向上が目指されなければならない。保育の質の向上は単に「この場面ではこう対応する」というマニュアルの習得によって可能になるものではなく、7に記したような過程を通して可能になるものである。このような視点に立った評価と研修の在り方が模索されなければならない。

9 保護者と保育者の関係が、ともするとサービスの利用者と提供者という関係に傾きがちな状況にある今、保育とは保育者と保護者が協同して子どもを育てる営みであることが強調されなければならない。そしてそれが現実のものとなるためには、保育の目標と保育の実際、そして子どもの状況に関する理解が、両者の間でできうるかぎり共有されなければならない。そのための方法が様々に模索されるべきで、そのことが指針においても示される必要がある。子どもを中に挟んで、共に悩み、また成長の喜びを共にすることを通して、共有するものを広げて行けるはずである。

保育所保育指針改定に関する検討会 ヒアリング資料（日本保育園保健協議会）

平成19年1月25日

日本保育園保健協議会

会長 鴨下重彦

医療の世界では、近年「患者本位の医療」が叫ばれ、そのことを第一に謳って昨年の医療関連法案の改正が行われた。保育所保育指針の改定にあたって、従来の、ややもすれば「社会のための保育所」の感があったものを、「子ども本位の保育所」を目指すべく、考え方を根本的に改めるべきである。そのために、保育される子どもたちの心身の健康を守る立場から以下の提言を行いたい。

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

- 1) 乳児（0歳児）保育では、対象となる乳児が身体のすべての器官において未成熟であり、その機能も発達途上にある。このような乳児の保育には、特段の配慮を求めたい。

なお、乳児期は原則として家庭における育児が望ましく、実現へ向けての社会環境の整備が望まれる。

- 2) 病児・病後児保育に関しては、医療との接点を明確にする必要がある。このような機能を発揮するためにも、保健室の充実が必須である。
- 3) 保育の目標である、「一人一人の子どもの持っている豊かに伸びる可能性を十分に引き出し、望ましい未来を切り開く力の基礎を培うこと」を実現するためには、施設・人材の整備・充実がさらに必要である。

- ① 子どもにとって最も重要な遊びの場である園庭、および保育保健の拠点ともなる保健室を充実する。
- ② 地域の栄養士、看護師、心理相談員（保育カウンセラー）、医師、歯科医師など専門職との連携を強化する。
- ③ そのために、保育所内に、その連携の核となる常勤看護職を配備する。
- ④ 換気など衛生環境の改善と照明、騒音などへの対策をさらにすすめる。

2. 養護および教育の充実、小学校との連携強化

- 1) 早期教育に偏らない、発達段階に応じた、養護と教育の調和を望む。

3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

- 1) 地域の保健・医療などの専門職との連携を強化し、家庭での育児機能の向上を支援できる体制整備を望む。

4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

- 1) 障害児保育、医療的ケアを必要とする児の受け入れニーズに的確に対応していくためには、保健室を整備し、地域医療との連携を明確にする必要がある。
- 2) 現状の延長保育、休日保育、病児・病後児保育などについては、とかく親の就労支援が優先されがちであり、ここで改めて子どもの権利を尊重し、子どもにとって最善の利益に配慮した就労環境の整備等を一層促進すべきである。

5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取り組みを促す評価の仕組み

- 1) 保育所の運営に関して、保育保健の基礎知識が不可欠である。
これを向上・定着させるために、その核となる常勤看護職の配備が必要である。
- 2) 保育保健に関する国としての生涯研修制度を整備し、保育士の研修を義務づける。

保育所保育指針への意見

日本保育学会会長 小川博久

保育所は、多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施（エンゼルプラン等）のもとで、乳幼児保育の需要の多様化に対応する実践を求められてきた。子育て支援センター等、多様な施設の設定の中で、保育所の基本的性格を明確にした上で、様々な施設、家庭、地域との連携をはかる必要性があり、今、保育所指針の見直しの必要性は高いと思われる。保育学の立場から提言を述べたい。

1、保育所保育指針の性格について

- (1) 権利条約に則り、幼児の立場に立った保育を実践すること。それは、幼児の生活のリズムに合った、幼児の自己活動を重視し、主体的な遊びや集団的活動が展開されること、子どもの意欲が生かされるような環境構成がなされること。特に、保育所保育指針で「生活のリズム」を重視するという原則を置いてほしい。
- (2) 保育所は、家庭の保育機能を代替するという意味で、父母との子育て情報や指導体制の連携を明確にすると共に、相談・指導体制を確立してほしいこと、特に保育機能を市場原理に従って、消費行動の一端としてしかとらえない父母に対して、養育者と幼児とのよき関係性のモデルの役割を発揮するとともに相談機能をも発揮してほしいことを内容にすべきである。

2、養護及び幼児教育の充実に関して

- (1) 生活習慣の確立は、これまで保育所において、特に重視してきた原則である。毎日、同じことを繰り返し行うこと、いわば、当然きわまりないことの様に考えられてきた。しかし、省力化し、消費生活化した家庭生活で育った幼児も、保育者さえもこうした生活行為の遂行において欠落が見られる。特に食育のその兆候がみられている。したがって、養護および教育を保育所において望ましい生活パターンとして構成する意識でとりくむ必要がある。つまり、いかにして健全な幼児の生活パターンは構成されるかという点での専門性が求められる。
- (2) 保育所保育指針で遊びの重要性を指摘している点には賛同できるが、異年齢の豊かな編成の割には、遊びの伝承が幼稚園に比べると少ないし、遊びの援助の仕方も十分に実践されていない。この点における保育者の力量を育てる必要がある。長時間保育であるという点で、幼児の生活や遊びを豊かに育てるという意識が保育者に足りないと思われる。遊びも自然発生的に生まれるものでも、教授的に指導するものでもなく、環境と援助で構成するものであるという点で、保育者の研修が求められる。
- (3) 幼児の発達を保障する年齢によるクラス編成について
保育所の保育を見て感ずるのは、0歳～3歳未満と、3歳～5歳クラスとの間に断絶がみられる。複数の養育者と数名の幼児という安定した生活空間から、3歳～5歳クラスになると、急に大きな集団に2名の保育者が机を中心に保育が行わ

れるというスタイルは、幼児にとっても大きな変化であり、それは昼の生活から床に机の生活への変化にも魅せられている幼児の不安定性が露見されるところが多い。再考すべきである。

- (4) こうした幼児の望ましい生活のあり方を構想し、実践するというスタイルを保育所がつくるのが、幼小連携のベースになったほしい。現在、幼小連携は、小学校主体になっており、教科内容のレベルで考えると、幼少連携は、トップダウンになってしまう。保育所での生活スタイルの確立が小学校教育へと連携すべきであることを指針に盛ってほしい。

3、 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能について

現在、多くの家庭はその機能を省力化と消費化に負っている。この二つの機能は、家族の成員が集団としてコミュニケーションを交わす必然性を喪失させている。その点で、消費行為に代替させることが一番困難で、それゆえ労力を必要とするのが子育てである。子育てのストレスが一番大きいと共に、上手に子育てにかかわれば、子育てが夫婦や家族の成員にとって一番コミュニケーションを必要とし、かつそれゆえに、家族の楽しみの結び目になる可能性も大きい。とすれば、共働きのための保育所に子どもを預けることが、お互いの家族のディスコミュニケーションになるのではなく、家族の交流の結節点となるためには、第一に、保育所が幼児にとっての「居場所」になり、かつ、幼児の「居場所」が父母にとっても、家庭保育の支援の拠点になる必要がある。保育所が父母にとっての子育ての相談所となり、親と子の出会いの場となれば、それが地域の子育ての支援の中核になる可能性もある。なぜなら、現在、都市化された地域では、行政区分が必ずしも大人にとっての地域性とはならない。唯一、幼児の生活圏である保育所が幼児たちの結節点になることによって、それは幼児を媒介した大人たちの結び目になる可能性もあるのである。その点で、保育者は子育てのコーディネーターであるとともに、父母たちの地域性のコーディネーターになる可能性を追求すべきである。

4、 保育士の資質向上の改善の取り組みを促す評価の仕組み

以上の保育所の役割を遂行するにあたっては、保育者の資質向上は欠くことができない。その点から、保育者の研修と評価の問題は、欠くことができない。保育所の役割の多様化に伴い、職員の研修が欠くことができない。

- (1) 保育所の機能が多様化している中で、①保育時間の多様化に伴う養護・教育機能の多様化に伴う、配慮事項の多様化への専門性の確立（例：夜間保育に伴う、幼児の生活面に於ける配慮事項）②子育て支援機能に伴う親との相談、家庭保育への指導案におけるコーディネーターとしての専門性、③特別支援機能に伴う専門性の確立等についての専門性を確立することが求められる。
- (2) 幼稚園と比較して、対象とする幼児の発達年齢の範囲が広く、保育上の問題にすべき事項もはるかに多様であるにもかかわらず、従来保育者の専門性は、託児機能に置かれていて、特に幼児の発達を保障する教育機能に対する研修、たとえば、幼児の遊びを援助することについての現場研修、公開保育などを行うことがなさ

れてこなかった。この点では幼稚園教諭（公立）の方がはるかに恵まれていた。この点を大幅に改善する必要がある。

- (3) 保育時間が長時間であることゆえに、保育者の現場研修の期間も、それを指導する体制も全く不十分である。
- (4) 保育所の機能の多様性は、保育時間、保育内容、発達年齢の範囲から見ても、その専門性の範囲は、幼稚園教諭よりも、多様であるはずなのに、幼稚園教諭よりも、研修体制が不十分であるというのは、まったくおかしい。この点の改善が望まれる。
- (5) 近年、保育者の評価に関しては、第三者評価のシステムが確立した。保育制度が今日ほど、経済や政治上の諸問題と直結している現状の中で、第三者評価を設立することは、時代の要請としてやむをえないことである。しかし、こうした外部評価は、保育者の自己研修・評価、保育者相互の評価が専門性に基づいて行われるのが常識である。医療業務の専門性の評価は、医療という営みの専門性に基づいて行われるのと同様である。保育という営みが教育という営みと同様であるとすれば、教育評価の本質は、子どもの発達保障に基づく自己評価が基本にあるのである。とすれば、こうした内部評価を無視して、外部評価を優先させることは、保育者の専門性の確立とは一致しない。少なくとも近代社会システムにおける専門性の確立は、自らの行為についてのメタ認識にあるからである。（自分の行為についての反省的知識をもっていること）
- (6) 保育者養成について、現在、保育者養成は、短期大学を中心に行われている。そして今、保育者養成期間において、看護師、医師養成などのカリキュラムを厳しくチェックする体制を厚生労働省はとっている。例えば、授業のコマ数を15回確保するといったこと、このことは、原則としては、妥当だといえる。しかし、この原則が良き結果をもたらすのは、養成機関で保育者養成を担当するスタッフが十分確保されてはじめて意味を持つ。最低条件のスタッフでこのカリキュラム条件を充足せよということは、保育者養成従事者の労働条件も研修条件も無視し、ノルマ達成のみを要求することになる。養成される保育士希望者にとっても、ノルマのみを達成することを求めることになる。保育という営みの豊かさや、人間性を尊重することには、全くなならない。その点の再考を望む。